

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、新潟地域一般労働組合執行委員長鯉名一男から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成28年3月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 要求事項
賃上げ、非正規職の正規職化、パワハラを認め謝罪と防止策、その他の諸要求
- 2 期 間
平成28年3月17日午後1時15分から午後4時45分まで
- 3 場 所
岩船郡関川村下関10-15
関川郵便局
- 4 概 要
組合員によるストライキ